

NHK受信料制度等専門調査会
第9回会合 議事要旨

■ 日時

平成23年5月20日（金） 17:30～19:30

■ 場所

NHK放送センター会議室

■ 出席者

【専門調査会委員】（五十音順、敬称略）

荒井耕、安藤英義、大久保直樹、斎藤誠、宍戸常寿、安野智子、山内弘隆、
山野目章夫（8名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 論点説明（小委員会）
- 3 意見交換

■ 議事概要

1 論点説明および意見交換について

今まで議論してきたNHK・公共放送に関する基本的な認識、受信契約制度のあり方、免除・割引のあり方、総括原価方式、NHKに求められる会計制度等について、小委員会から論点の説明があった。そして、衛星放送のあり方、中長期的な視野で財源制度にも留意した公共放送のあり方について、小委員会から第8回会合における議論に関連した説明があり、その後、意見交換が行われた。主な発言は次のとおり。

- 視聴者環境やメディア環境が大きく変わりつつあるなかでも、公共放送の持続的発展は重要である。
- 特殊な負担金という性格を持ち、受信契約を媒介させる現在の受信料制度は、社会的に広く浸透しているが、“契約”の法的意味についての誤解を招くことのないよう、留意が必要。
- 免除・割引については、それぞれが予算の国会承認や大臣認可を通じて適切なプロセスを経ており、妥当であるが、公平性の観点から、受信料の性格などをゆがめない範囲で設定すべき。

- 総括原価方式については、3～5年程度の期間で収支を一致させる制度は、公益事業の基本的な考え方に相当するものであり、妥当。
- 収支を検討する際には、客観的な立場で必要な費用を見る第三者機関の設置や、手続きを作ることが必要ではないか。ただし、第三者性が必要となる場合、政治や行政との関係が課題となってくる。
- 会計制度については、これまでの内部機関である経理制度検討委員会を機能させ、社会的な会計制度の動きに対応してきている。今後も充実を図っていくことが望ましい。
- NHKのガバナンスについて、大臣認可や予算承認等の現状の仕組みは、行政等の裁量を抑え、NHKの自主性を尊重するという観点から妥当であるが、メディア環境等に対応するため、一定の検討を加える必要があるのではないか。
- 衛星放送の位置づけについては、衛星波・地上波という伝送路と放送の内容・質は本来関係ないはずであり、中期的には、衛星波と地上波をあわせた4波全体で基幹的な放送としてサービスを提供していくことが考えられるのではないか。
- 公共性の観点からは、衛星放送を基幹的な放送に含めることで、NHK全体でより多様で質の高い番組の提供を可能とするという考え方もある。一方、経済厚生的一面からは、選択肢があるほうがよいという考え方もあるので、衛星放送の2波を準基幹的なものとして位置づけることも考えられる。
- 衛星放送の位置づけには、伝送路だけでなくコンテンツも関係するだろうし、これが最終的に受信料体系とも連関する面がある。
- 中長期的な視野で財源制度にも留意した公共放送のあり方に関連して、NHKの実施するサービスの範囲は、公共放送の機能や役割の面から考えるべきではないか。その場合、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという旨を定めた憲法25条の要請や社会的な納得を得られるものである必要があろう。
- NHKが提供する内容にあまり変更がなければ、サービスを提供する伝送路が多様化したからといって直ちに大きな公共放送とは言えないと思う。また、NHKのサービスの規模が、受信料の色合いに影響する側面もあるかもしれない。
- 地方で民放の数が少ない状況をふまえ、どの地域でも様々な放送を享受できるように幅広いジャンルの番組を放送する必要があると考えることもでき

と思う。

- 提供するサービスについては、任意業務だけでなく、NHKに義務的に課されるものもあるだろう。例えば、ヨーロッパの公共放送では、義務的な業務として、インターネットで放送と同時のライブストリーミングが行われている。
- 仮にインターネットでサービスを提供する場合、改正放送法における基幹放送を軸足に置いて実施する方法、そこから離れて、公共放送の理念に沿ってコンテンツベースで提供する方法などが考えられる。
- その場合、インターネット上のコミュニケーションの意義などの観点を加えて考えるほうがよいのではないか。
- サービスの実施方法・内容のそれぞれで、なじみやすい財源のあり方も異なるのではないか。また、インターネットに接続しているがNHKのコンテンツに接触しない層についてどう考えるか。

2 次回日程について

今回は6月10日（金）17時30分から。